



開設期間（“確定申告”電話相談センター）1月17日（金）から3月17日（月）

所得税および復興特別所得税・贈与税・消費税および地方消費税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。なお、土・日・祝日については、3月2日（日）のみ、電話相談を行っております。

受付時間 8:30から17:00

自動音声でご案内します 国税相談専用ダイヤル(0570-00-5901)

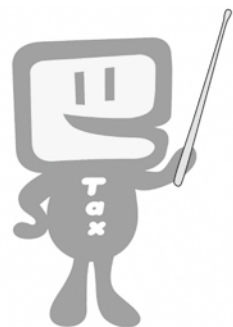
国税相談専用ダイヤル(0570-00-5901)にお電話いただき、自動音声案内に従い、『0』番を選択してください。



e-Tax・作成コーナーヘルプデスクのご案内

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関する問い合わせの専用窓口としてヘルプデスクを設置しています。

申告などの内容に関する事項、税法関連事項については、AIを活用した税務相談「チャットボット」をぜひご利用ください。



ヘルプデスク

電話番号 ナビダイヤル（全国一律料金）0570-01-5901
受付時間 月～金 9:00～17:00

「低所得世帯生活支援給付金」のお知らせ

お知らせ

「低所得世帯生活支援給付金」は、エネルギー・食料品などの物価高騰による家計への影響が特に大きい低所得世帯の負担を軽減するため、住民税所得割非課税世帯などを支援する給付金です。

●支給金額 1世帯あたり3万円

●支給対象世帯

以下の要件のいずれにも該当する世帯

①令和6年12月13日に四万十町に住民票のある世帯

②住民税非課税世帯もしくは均等割のみ課税世帯

令和6年度分の住民税課税額が5,500円以下の世帯員のみで構成されている世帯

※対象となる世帯には2月から順次通知を送付します。

●給付金支給の時期

3月から順次振込みを開始する予定です。



お問い合わせ先 税務課 ☎22-3116

税務署からのお知らせ
確定申告 について

**確定申告は
スマホとマイナポータル連携でさらに便利に！**

✓ **確定申告書は、e-Taxで便利に作成できます**

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・e-Taxによる送信ができます。

また、令和7年1月から所得税のすべての画面および消費税の「簡易課税」と「2割特例」の画面がスマホでも操作しやすくなるほか、贈与税もスマホで申告できるようになるなど、スマホ申告がますます便利になっています。

✓ **確定申告はマイナポータル連携で自動入力**

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で所得税の確定申告をする際に、マイナポータル経由で控除証明書などのデータを一括取得し、申告書の該当項目へ自動入力することができます。



マイナポータル連携の詳細についてはこちら



税務署から
確定申告会場についてのお知らせ



開設期間 2月17日（月）から3月17日（月）（土・日・祝日を除く。）

※上記の期間より前は、確定申告会場を設置しておりませんのでご注意ください。ただし、作成済みの申告書などの提出は受け付けております。

なお、贈与税や土地などの譲渡所得について申告相談を希望される方は、担当職員が従事している、3月3日（月）以降にお越しください。

受付時間など 8:30から16:00（相談開始は9:00から）

混雑緩和のため、会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です（作成済申告書の提出のみであれば不要です。）

入場整理券は当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。

ただし、入場整理券の配付状況に応じて、午後4時前であっても受付を終了する場合があります。



確定申告会場では、原則、ご自身のスマホを操作し、申告書を作成していただきます。



確定申告会場に来場される場合は、確定申告書の作成に必要な書類のほか、スマホ、マイナンバーカード、マイナンバーカードのパスワード2種（①利用者証明用電子証明書（数字4桁）、②署名用電子証明書（英数字6～16文字））を持参してください。

国税庁LINE公式アカウントはこちら



パスワードの初期化についてはこちら！

